

令和4年6月2日提出

# 令和4年6月市議会定例会

議 案

〔 報告第7号～報告第15号  
議案第37号～議案第51号 〕

島 田 市



目 次		
報告番号	件 名	ページ
報告第7号	病院事業会計予算の繰越しについて（継続費）	1
報告第8号	一般会計予算の繰越しについて（繰越明許費）	4
報告第9号	水道事業会計予算の繰越しについて（建設改良費）	9
報告第10号	病院事業会計予算の繰越しについて（建設改良費）	12
報告第11号	公共下水道事業会計予算の繰越しについて（建設改良費）	15
報告第12号	専決処分した事件の承認について（島田市税条例の一部を改正する条例）	18
報告第13号	専決処分した事件の承認について（島田市都市計画税条例の一部を改正する条例）	20
報告第14号	専決処分の報告について（島田市過疎地域における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例）	22
報告第15号	専決処分の報告について（島田市大規模太陽光発電設備の適正な設置に関する条例の一部を改正する条例）	23

議案番号	件 名	ページ
議案第37号	令和4年度島田市一般会計補正予算（第2号）	24
議案第38号	令和4年度島田市一般会計補正予算（第3号）	26
議案第39号	令和4年度島田市休日急患診療事業特別会計補正予算（第1号）	29
議案第40号	島田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	31
議案第41号	島田市税条例等の一部を改正する条例について	33
議案第42号	島田市手数料条例の一部を改正する条例について	37
議案第43号	島田市都市公園条例の一部を改正する条例について	39
議案第44号	島田市営住宅管理条例の一部を改正する条例について	42
議案第45号	島田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について	43
議案第46号	島田市立学校設置条例の一部を改正する条例について	44
議案第47号	島田市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について	45

議案第48号	島田市大和田住宅飲料水供給施設条例を廃止する条例について	46
議案第49号	財産の取得について	47
議案第50号	市道路線の認定について	48
議案第51号	市道路線の廃止について	49

予 算 に 関 する 説 明 書		
議案番号	件 名	ページ
議案第37号	令和4年度島田市一般会計補正予算（第2号）	56
議案第38号	令和4年度島田市一般会計補正予算（第3号）	65
議案第39号	令和4年度島田市休日急患診療事業特別会計補正予算（第1号）	78

報  
告



報告第7号

病院事業会計予算の繰越しについて（継続費）

病院事業会計予算の継続費の繰越しについて、次のとおり継続費繰越計算書を調製したので、報告する。

令和4年6月2日提出

島田市長 染谷 絹代

令和3年度島田市病院事業会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	令和3年度継続費予算現額			支払義務 発生額
				予算計上額	前年度 繰越額	計	
1 資本的 支出	1 建設改 良費	新病院建 設事業	円 16,586,180,000	円 1,043,800,000	円 1,890,000,000	円 2,933,800,000	円 862,950,000

残 額	翌年度 通次繰越額	翌年度通次繰越額に係る財源内訳			翌年度通次繰越 額に係る繰越を 要するたな卸資 産の購入限度額
		企業債	繰入金	過年度分損益 勘定留保資金	
円	円	円	円	円	円
2,070,850,000	2,070,850,000	1,553,100,000	517,725,000	25,000	



報告第8号

一般会計予算の繰越しについて（繰越明許費）

一般会計予算の繰越明許費について、次のとおり繰越計算書を調製したので、報告する。

令和4年6月2日提出

島田市長 染谷 絹代

令和3年度島田市一般会計予算繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額
			円	円
2 総務費	1 総務管理費	ふるさと島田の魅力発信事業	3,074,000	3,074,000
		旧金谷庁舎跡地利活用事業	65,093,000	61,405,000
	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍住民基本台帳事務費	4,400,000	4,400,000
3 民生費	1 社会福祉費	養護老人ホームぎんもくせい管理運営経費	8,855,000	8,580,000
		住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業	787,730,000	217,426,800
	2 児童福祉費	子育て世帯臨時特別給付金給付事業	4,009,000	4,009,000
6 農林業費	1 農業費	農業用排水施設整備事業	2,574,000	1,740,000
		農村地域防災減災事業	3,000,000	3,000,000
	2 林業費	林道開設事業	11,660,000	11,660,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	色尾大柳線改良事業	91,375,000	59,941,000
		谷口中河線改良事業	188,105,000	136,366,000
		蓬萊橋線改良事業	49,520,000	41,405,240
		新病院入口交差点改良事業	152,862,000	152,800,000
		大井川左岸旧堤線改良事業	57,200,000	57,200,000
		谷口道線改良事業（北工区）	18,685,000	18,685,000

左 の 財 源 内 訳						
既収入特定財源			未収入特定財源			一般財源
国県支出金	市 債	その他	国県支出金	市 債	その他	
円	円	円	円	円	円	円
			2,400,000			674,000
				58,300,000		3,105,000
			4,400,000			
						8,580,000
			217,426,800			
			4,009,000			
			580,000			1,160,000
			3,000,000			
			4,664,000			6,996,000
			34,864,000	16,000,000		9,077,000
			74,298,000	53,100,000		8,968,000
			19,216,000	17,200,000		4,989,240
			71,690,000	64,500,000		16,610,000
			27,600,000	24,800,000		4,800,000
			9,902,000	7,200,000		1,583,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額
			円	円
		道悦旭町線改良事業	58,976,000	57,825,160
		島竹下線改良事業	36,237,000	29,808,000
		菊川神谷城線改良事業	41,640,000	41,602,000
		橋りょう長寿命化修繕・耐震事業	105,124,000	91,278,000
	3 河川費	急傾斜地崩壊対策事業	8,425,000	8,425,000
	4 都市計画費	緑の基本計画作成事業	7,000,000	7,000,000
		ふじのくにフロンティア推進区域整備事業	217,522,000	211,717,000
9 消防費	1 消防費	水防対策事業	13,487,000	13,487,000
10 教育費	5 社会教育費	指定文化財管理経費	5,856,000	5,856,000
11 災害復旧費	2 公共土木施設災害復旧費	道路施設災害復旧事業	194,847,000	123,547,000
合 計			2,137,256,000	1,372,237,200

左 の 財 源 内 訳						
既収入特定財源			未収入特定財源			一般財源
国県支出金	市 債	その他	国県支出金	市 債	その他	
円	円	円	円	円	円	円
			30,729,000	22,600,000		4,496,160
			15,674,000	11,500,000		2,634,000
			19,301,000	17,300,000		5,001,000
			38,500,000	28,300,000		24,478,000
			3,645,000	4,500,000		280,000
						7,000,000
				198,900,000		12,817,000
			8,666,000			4,821,000
						5,856,000
			65,595,000	32,700,000		25,252,000
			656,159,800	556,900,000		159,177,400



報告第9号

水道事業会計予算の繰越しについて（建設改良費）

水道事業会計予算の建設改良費の繰越しについて、次のとおり繰越計算書を調製したので、報告する。

令和4年6月2日提出

島田市長 染谷 絹代

## 令和3年度島田市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度繰越額
			円	円	円
1 資本的支出	1 建設改良費	建設改良工事	45,000,000		45,000,000
合 計			45,000,000		45,000,000

左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
一般会計補助金	工事負担金	過年度損益勘定留保資金			
円 40,000,000	円 5,000,000	円	円	円	中央公園道線配水管布設工事 県道伊久美元島田線配水管布設替工事
40,000,000	5,000,000				



報告第10号

病院事業会計予算の繰越しについて（建設改良費）

病院事業会計予算の建設改良費の繰越しについて、次のとおり繰越計算書を調製したので、報告する。

令和4年6月2日提出

島田市長 染 谷 絹 代

## 令和3年度島田市病院事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度繰越額
			円	円	円
1 資本的支出	1 建設改良費	設備費	813,176,220	680,624,302	52,580,000
合 計			813,176,220	680,624,302	52,580,000

左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額に係る 繰越を要するたな卸 資産の購入限度額	説 明
企業債	過年度損益勘定 留保資金			
円	円	円	円	
52,500,000	80,000	79,971,918		医療器械器具
52,500,000	80,000	79,971,918		



報告第11号

公共下水道事業会計予算の繰越しについて（建設改良費）

公共下水道事業会計予算の建設改良費の繰越しについて、次のとおり繰越計算書を調製したので、報告する。

令和4年6月2日提出

島田市長 染谷 絹代

令和3年度島田市公共下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額
			円	円	円
1 資本的支出	1 建設改良費	污水管渠整備工事	222,585,000	76,500,000	146,085,000
合 計			222,585,000	76,500,000	146,085,000

左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
企業債	国庫補助金	過年度損益勘定留保資金			
円 93,000,000	円 52,896,000	円 189,000	円	円	向島町地内污水幹線整備工事ほか2工事
93,000,000	52,896,000	189,000			



専決処分した事件の承認について

島田市税条例の一部を改正する条例について、次のとおり専決処分したので、議会の承認を求める。

令和4年6月2日提出

島田市長 染谷 絹代

専決第6号

専 決 処 分 書

島田市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年3月31日専決

島田市長 染谷 絹代

島田市税条例の一部を改正する条例

島田市税条例（平成17年島田市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第48条第9項中「第321条の8第60項」を「第321条の8第62項」に、「同条第60項」を「同条第62項」に改め、同条第15項中「第321条の8第69項」を「第321条の8第71項」に改める。

第73条の2第1項中「固定資産課税台帳」の次に「（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加える。

第73条の3第1項中「事項の証明書」の次に「（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加える。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第16項」を「附則第15条第15項」に改め、同条第4項中「附則第15条第23項」を「附則第15条第22項」に改め、同条第5項中「附則第15条第24項第1号」を「附則第15条第23項第1号」に改め、同条第6項中「附則第15条第24項第2号」を「附則第15条第23項第2号」に改め、同条第7項中「附則第15条第24項第3号」を「附則第15条第23項第3号」に改め、同条第8項中「附則第15条第25項第1号」を「附則第15条第24項第1号」に改め、同条第9項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に改め、同条第10項中「附則第15条第27項第1号イ」を「附則第15条第26項第1号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第27項第1号ロ」を「附則第15条第26項第1号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第27項第1号ハ」を「附則第15条第26項第1号ハ」に改め、同条第13項中「附則第

15条第27項第1号ニ」を「附則第15条第26項第1号ニ」に改め、同条第14項中「附則第15条第27項第2号イ」を「附則第15条第26項第2号イ」に改め、同条第15項中「附則第15条第27項第2号ロ」を「附則第15条第26項第2号ロ」に改め、同条第16項中「附則第15条第27項第2号ハ」を「附則第15条第26項第2号ハ」に改め、同条第17項中「附則第15条第27項第3号イ」を「附則第15条第26項第3号イ」に改め、同条第18項中「附則第15条第27項第3号ロ」を「附則第15条第26項第3号ロ」に改め、同条第19項中「附則第15条第27項第3号ハ」を「附則第15条第26項第3号ハ」に改め、同条第20項中「附則第15条第30項」を「附則第15条第29項」に改め、同条第21項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第22項中「附則第15条第35項」を「附則第15条第34項」に改め、同条第23項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第39項」に改め、同条第24項中「附則第15条第46項」を「附則第15条第43項」に改め、同条中第26項を第27項とし、第25項を第26項とし、第24項の次に次の1項を加える。

25 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

附則第10条の3第9項中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第11項中「特定熱損失防止改修住宅又は」を「特定熱損失防止改修等住宅又は」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

附則第12条第1項中「100分の5」の次に「（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあっては、100分の2.5）」を加える。

#### 附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、改正後の島田市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）第1条の規定による改正前の地方税法附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

専決処分した事件の承認について

島田市都市計画税条例の一部を改正する条例について、次のとおり専決処分したので、議会の承認を求める。

令和4年6月2日提出

島田市長 染谷 絹代

専決第7号

専 決 処 分 書

島田市都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年3月31日専決

島田市長 染谷 絹代

島田市都市計画税条例の一部を改正する条例

島田市都市計画税条例（平成17年島田市条例第51号）の一部を次のように改正する。

附則第7項（見出しを含む。）中「附則第15条第16項」を「附則第15条第15項」に改める。

附則第8項（見出しを含む。）中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改める。

附則第9項（見出しを含む。）中「附則第15条第35項」を「附則第15条第34項」に改める。

附則第10項（見出しを含む。）中「附則第15条第42項」を「附則第15条第39項」に改める。

附則第20項中「地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）附則第22条第1項」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第14条第1項」に、「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項を附則第21項とする。

附則第19項中「第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで、第42項若しくは第43項」を「第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第40

項若しくは第44項」に改め、同項を附則第20項とする。

附則第18項中「附則第12項及び第14項」を「附則第13項及び第15項」に、「附則第12項及び第15項」を「附則第13項及び第16項」に、「第15項及び第16項」を「第14項、第16項及び第17項」に、「附則第15項から第17項まで」を「附則第16項から第18項まで」に、「附則第17項の「農地」を「附則第18項の「農地」に、「附則第17項の「前年度分の」を「同項の「前年度分の」に改め、同項を附則第19項とする。

附則第17項を附則第18項とする。

附則第16項中「附則第12項」を「附則第13項」に改め、同項を附則第17項とする。

附則第15項中「附則第12項」を「附則第13項」に改め、同項を附則第16項とする。

附則第14項中「附則第12項」を「附則第13項」に改め、同項を附則第15項とする。

附則第13項を附則第14項とする。

附則第12項中「100分の5」の次に「（商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあっては、100分の2.5）」を加え、同項を附則第13項とする。

附則第11項を附則第12項とし、附則第10項の次に次の1項を加える。

（法附則第15条第44項の条例で定める割合）

11 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の島田市都市計画税条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和4年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和3年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

3 新条例附則第21項の規定は、令和3年度以後の年度分の都市計画税について適用する。

報告第14号

専決処分の報告について

島田市過疎地域における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について、次のとおり専決処分したので報告する。

令和4年6月2日提出

島田市長 染谷 絹代

専決第8号

専 決 処 分 書

島田市過疎地域における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年4月22日専決

島田市長 染谷 絹代

島田市過疎地域における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例

島田市過疎地域における固定資産税の特例に関する条例（平成20年島田市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第12条第3項」を「第12条第4項」に、「第45条第2項」を「第45条第3項」に、「第28条の9第10項」を「第28条の9第10項第1号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



報告第15号

専決処分の報告について

島田市大規模太陽光発電設備の適正な設置に関する条例の一部を改正する条例について、次のとおり専決処分したので報告する。

令和4年6月2日提出

島田市長 染谷 絹代

専決第9号

専 決 処 分 書

島田市大規模太陽光発電設備の適正な設置に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年4月22日専決

島田市長 染谷 絹代

島田市大規模太陽光発電設備の適正な設置に関する条例の一部を改正する条例

島田市大規模太陽光発電設備の適正な設置に関する条例（平成31年島田市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」を「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」に、「第2条第3項」を「第2条第2項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



# 一 般 会 計 予 算 書



議案第37号

令和4年度島田市一般会計補正予算（第2号）

令和4年度島田市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ133,465千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44,220,637千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年6月2日提出

島田市長 染谷 絹代

# 第1表 歳入歳出予算補正

## 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		6,126,751	133,465	6,260,216
	2 国庫補助金	1,681,546	133,465	1,815,011
歳入合計		44,087,172	133,465	44,220,637

## 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		14,128,265	133,465	14,261,730
	1 社会福祉費	6,092,008	47,466	6,139,474
	2 児童福祉費	6,700,346	85,999	6,786,345
歳出合計		44,087,172	133,465	44,220,637

議案第38号

令和4年度島田市一般会計補正予算（第3号）

令和4年度島田市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ863,077千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45,083,714千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和4年6月2日提出

島田市長 染谷 絹代

# 第1表 歳入歳出予算補正

## 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		6,260,216	222,472	6,482,688
	1 国庫負担金	4,380,745	136,668	4,517,413
	2 国庫補助金	1,815,011	85,804	1,900,815
16 県支出金		3,169,688	8,835	3,178,523
	2 県補助金	1,088,905	8,835	1,097,740
19 繰入金		2,413,029	100,870	2,513,899
	1 基金繰入金	2,389,795	100,870	2,490,665
21 諸収入		1,029,792	△1,500	1,028,292
	5 雑入	824,396	△1,500	822,896
22 市債		6,404,000	532,400	6,936,400
	1 市債	6,404,000	532,400	6,936,400
歳入合計		44,220,637	863,077	45,083,714

## 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 衛生費		4,743,559	819,147	5,562,706
	1 保健衛生費	2,774,576	819,147	3,593,723
6 農林業費		911,025	11,325	922,350
	2 林業費	252,715	11,325	264,040
7 商工費		882,331	11,069	893,400
	1 商工費	882,331	11,069	893,400
8 土木費		3,576,625	21,536	3,598,161
	2 道路橋りょう費	1,548,688	21,536	1,570,224
歳出合計		44,220,637	863,077	45,083,714

## 第2表 地方債補正

### 1. 変更

起債の 目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の 方法	利率	償還の方法	限度額	起債の 方法	利率	償還の 方法
公共事業等	千円 419,800	証書借入 又は 証券発行	公的資金 公的資金の 貸付利率によ る。 その他 3.5%以内  ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率の 見直しを行った 後においては、 当該見直し後の 利率による。	公的資金に ついては、そ の融資条件に より、その他 の資金は、そ の債権者との 協議による。 ただし、市 財政の都合に より据置期間 及び償還期限 を短縮し、若 しくは繰上償 還し、又は低 利債に借換え することができる。	千円 431,800	補正前 に同じ	補正前 に同じ	補正前 に同じ
合併特例事業	3,734,600	同上	同上	同上	4,252,300	同上	同上	同上
緊急自然災害 防止対策事業	77,000	同上	同上	同上	79,700	同上	同上	同上



休日急患診療事業  
特別会計予算書



議案第39号

令和4年度島田市休日急患診療事業特別会計補正予算（第1号）

令和4年度島田市の休日急患診療事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11,137千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ70,937千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年6月2日提出

島田市長 染谷 絹代

# 第1表 歳入歳出予算補正

## 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		37,681	11,137	48,818
	1 一般会計繰入金	37,681	11,137	48,818
歳入合計		59,800	11,137	70,937

## 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 医業費		55,795	11,137	66,932
	1 医業費	55,795	11,137	66,932
歳出合計		59,800	11,137	70,937

# 条 例 そ の 他

条 例  
そ の  
他



島田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

島田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和4年6月2日提出

島田市長 染谷 絹代

島田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

島田市職員の育児休業等に関する条例（平成17年島田市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の2号を加える。

(7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は第2条の4の規定に該当すること。

(8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする事。

第22条中「育児短時間勤務職員又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員

(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

第23条を次のように改める。

（部分休業の承認）

第23条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第7条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2 勤務時間条例第14条の規定による特別休暇（労働基準法第67条の規定に基づくものに限る。以下「育児時間」という。）又は勤務時間条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員に

ついて1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

第26条を第28条とし、第25条の次に次の2条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第26条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第27条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) 前2号に掲げるもののほか、育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

島田市税条例等の一部を改正する条例について

島田市税条例等の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和4年6月2日提出

島田市長 染谷 絹代

島田市税条例等の一部を改正する条例

(島田市税条例の一部改正)

第1条 島田市税条例(平成17年島田市条例第49号)の一部を次のように改正する。

第18条の4第1項中「交付手数料」を「交付(法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)の手数料」に改める。

第33条第4項を次のように改める。

4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

第33条第6項を次のように改める。

6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

第34条の9第1項中「特定配当等申告書」及び「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改め、同条第2項中「申告書に係る年度分の個人の県民税」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)で控除対象配偶者に該当しないもの」に改める。

第36条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるも

のに限る。次条第1項において同じ。)の氏名

第36条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「あつて、」の次に「特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は」を、「控除対象扶養親族」の次に「であつて退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 特定配偶者の氏名

第73条の2第1項中「閲覧の手数料」を「閲覧（法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。）の手数料」に改める。

第73条の3第1項中「交付手数料」を「交付（法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）の手数料」に改める。

附則第7条の3の2第1項中「令和15年度」を「令和20年度」に、「令和3年」を「令和7年」に改める。

附則第10条の2第2項中「4分の3」を「5分の4」に改める。

附則第16条の3第2項を次のように改める。

- 2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

附則第17条の2第3項中「、第37条の8又は第37条の9」を「又は第37条の8」に改める。

附則第20条の2第4項を次のように改める。

- 4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第20条の3第4項を次のように改める。

- 4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第20条の3第6項中「年の翌年の4月1日の属する年度分の」を「年分の所得税に係る」に、「条約適用配当等申告書にこの項」を「確定申告書にこの項」に改め、「（条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）」を削る。

附則第26条を削る。

（島田市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 島田市税条例の一部を改正する条例（令和3年島田市条例第22号）の一部を次のように改正する。

島田市税条例第36条の3の3第1項の改正規定中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者」を「扶養親族（」の次に「年齢16歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者」に改める。

附則第2条中「の規定中個人の市民税に関する部分」を「第24条第2項、第32条第1号及び第36条の3の3第1項並びに附則第5条第1項の規定」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中島田市税条例第36条の3の2の見出し及び同条第1項並びに第36条の3の3の見出し及び同条第1項の改正規定並びに同条例附則第7条の3の2第1項、第10条の2第2項及び第17条の2第3項の改正規定並びに同条例附則第26条を削る改正規定並びに第2条（次号に掲げる改正規定を除く。）の規定並びに附則第3条第1項及び第2項並びに第4条第3項の規定 令和5年1月1日

(2) 第1条中島田市税条例第33条第4項及び第6項、第34条の9第1項及び第2項、第36条の2第1項ただし書及び第2項並びに第36条の3第2項及び第3項の改正規定並びに同条例附則第16条の3第2項、第20条の2第4項並びに第20条の3第4項及び第6項の改正規定並びに第2条（島田市税条例の一部を改正する条例（令和3年島田市条例第22号）附則第2条の改正規定に限る。）の規定並びに附則第3条第3項の規定 令和6年1月1日

(3) 第1条中島田市税条例第18条の4第1項の改正規定、同条第73条の2第1項の改正規定（「固定資産課税台帳」の次に「（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加える部分を除く。）及び同条例第73条の3第1項の改正規定（「事項の証明書」の次に「（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加える部分を除く。）並びに次条並びに附則第4条第1項及び第2項の規定 民法等の一部を改正する法律（令和3年法律第24号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日

（納税証明書に関する経過措置）

第2条 前条第3号に掲げる規定による改正後の島田市税条例第18条の4第1項（地方税法（昭和25年法律第226号）第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第20条の10の規定による証明書の交付について適用する。

（市民税に関する経過措置）

第3条 第1条の規定による改正後の島田市税条例（以下「新条例」という。）第36条の3の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び次項において「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき第36条の3の2第1項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の島田市

税条例（次項において「旧条例」という。）第36条の3の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。

- 2 新条例第36条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。
- 3 附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の島田市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第4条 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の島田市税条例第73条の2第1項（地方税法第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の2の規定による固定資産課税台帳（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の閲覧について適用する。

- 2 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の島田市税条例第73条の3第1項（地方税法第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の3の規定による証明書（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の交付について適用する。

- 3 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）第1条の規定による改正前の地方税法附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

議案第42号

島田市手数料条例の一部を改正する条例について

島田市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和4年6月2日提出

島田市長 染谷 絹代

島田市手数料条例の一部を改正する条例

島田市手数料条例（平成17年島田市条例第54号）の一部を次のように改正する。

別表60の項中

「 確認書を添付する場合 確認書を添付しない場合 」	を	「 住宅性能評価書又は確認書を添付する場合 住宅性能評価書及び確認書を添付しない場合 」	に、	「 確認書を添付する場合 確認書を添付しない場合 」	を
-------------------------------------	---	---	----	-------------------------------------	---

「  
住宅性能評価書又は確認書を添付する場合  
住宅性能評価書及び確認書を添付しない場合  
」

に、「52,000円」を「51,000円」に、「77,000円」を「75,000円」

に、「42,000円」を「41,000円」に、「118,000円」を「115,000円」に、「187,000円」を「183,000円」に、「38,000円」を「37,000円」に、「61,000円」を「60,000円」に、「176,000円」を「172,000円」に、「280,000円」を「273,000円」に改め、

同表61の項中

「 確認書を 添付する 場合 」
「 確認書を 添付しな い場合 」

を

「 住宅性能 評価書又 は確認書 を添付す る場合 」
「 住宅性能 評価書及 び確認書 を添付し ない場合 」

に、

「 確認書を 添付する 場合 」
「 確認書を 添付しな い場合 」

を

「 住宅性能 評価書又 は確認書 を添付す る場合 」
「 住宅性能 評価書及 び確認書 を添付し ない場合 」

に、「31,000円」を「30,000円」に、「45,000円」を「44,000円」に、「21,000円」を「20,000円」に、「34,000円」を「33,000円」に、「67,000円」を「65,000円」に、「107,000円」を「104,000円」に、「30,000円」を「29,000円」に、「49,000円」を「48,000円」に、「99,000円」を「97,000円」に、「159,000円」を「155,000円」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

島田市都市公園条例の一部を改正する条例について

島田市都市公園条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和4年6月2日提出

島田市長 染谷 絹代

島田市都市公園条例の一部を改正する条例

島田市都市公園条例（平成17年島田市条例第130号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、有料公園施設が設置されている都市公園の管理を第30条第1項の規定により同項に規定する指定管理者に行わせる場合においては、当該指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、これを変更することができる。

第6条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、休日を変更することができる。

第7条ただし書を次のように改める。

ただし、有料公園施設が設置されている都市公園の管理を第30条第1項の規定により同項に規定する指定管理者に行わせる場合においては、当該指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、これを変更することができる。

第7条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、供用時間を変更することができる。

第8条及び第9条を次のように改める。

第8条及び第9条 削除

第16条第1項を次のように改める。

法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第2条第1項若しくは第3項の許可を受けた者（第21条及び第47条第1項において「設置者等」という。）は、別表第1に定める使用料を納付しなければならない。

第18条第2項ただし書を削る。

第30条第1項中「別表第3」を「別表第2」に改め、「及び同表に掲げる都市公園施設（以下これらを「指定公園等」という。）」を削る。

第31条中「別表第3」を「別表第2」に改め、「又は都市公園施設」を削る。

第33条から第34条の2までの規定中「指定公園等」を「指定公園」に改める。

第36条の見出し及び第37条の見出し中「指定公園等」を「中央公園親子プール」に改める。

第38条第1項中「及び第30条第1項に規定する都市公園施設」及び「これらを」を削る。

第41条第2項第1号中「別表第4」を「別表第3」に改め、同項第2号中「別表第5」を「別表第4」に改める。

第49条中「第2条から第29条まで」を「第2条から第7条まで、第10条から第29条まで」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第30条、第31条関係）

都市公園名	業務
横井運動場公園	(1) 第35条の2第1項及び第3項の許可並びに第38条第1項の承認に関する業務 (2) 都市公園の維持管理に関する業務 (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、都市公園の管理に 関して市長が必要と認める業務
中央公園	
大井川緑地	
谷口スポーツ広場	(1) 第35条の2第1項及び第3項の許可に関する業務 (2) 都市公園の維持管理に関する業務 (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、都市公園の管理に 関して市長が必要と認める業務
大井川さくら緑地	
かなや大井川緑地	
三代島一号公園	

別表第3を削り、別表第4を別表第3とする。

別表第5中5 島田市陸上競技場利用料の表を6 島田市陸上競技場利用料の表とし、4 中央公園庭球場利用料の表の次に次の1表を加え、別表第5を別表第4とする。

#### 5 中央公園ミニ鉄道施設

区分	単位	利用料
ミニ鉄道施設の車両への乗車	1人当たり、1回の乗車につき	100円
軌道敷の利用	1人当たり、1日につき	1,030円

備考

1 小学校就学前の者がミニ鉄道施設の車両に乗車する場合の利用料は、無料とする。

2 軌道敷の利用とは、利用の承認を受けた者がその所有する車両の運行のために軌道敷を利用することをいう。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の島田市都市公園条例（以下「新条例」という。）別表第2に掲げる中央公

園に係る新条例第30条第2項の規定による指定管理者の公募及び新条例第41条第2項の規定による利用料の額の決定並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、改正後の第30条第2項、第32条から第35条まで並びに第41条第2項及び第3項の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

- 3 この条例の施行前に改正前の島田市都市公園条例（以下「旧条例」という。）の規定により市長がした承認その他の行為（新条例別表第2に掲げる中央公園に係る同表に定める業務に係るものに限る。）は、新条例の相当規定により指定管理者がした承認その他の行為とみなす。
- 4 この条例の施行の際、旧条例の規定により市長に対してされている使用の承認に係る手続その他の行為（新条例別表第2に掲げる中央公園に係る同表に定める業務に係るものに限る。）は、新条例の相当規定により指定管理者に対してされた利用の承認に係る手続その他の行為とみなす。



議案第44号

島田市営住宅管理条例の一部を改正する条例について

島田市営住宅管理条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和4年6月2日提出

島田市長 染谷 絹代

島田市営住宅管理条例の一部を改正する条例

島田市営住宅管理条例（平成17年島田市条例第141号）の一部を次のように改正する。

別表第1 大和田第一住宅の項及び大和田第二住宅の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



議案第45号

島田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

島田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和4年6月2日提出

島田市長 染谷 絹代

島田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

島田市消防団員等公務災害補償条例（平成17年島田市条例第174号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



議案第46号

島田市立学校設置条例の一部を改正する条例について

島田市立学校設置条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和4年6月2日提出

島田市長 染谷 絹代

島田市立学校設置条例の一部を改正する条例

島田市立学校設置条例（平成17年島田市条例第143号）の一部を次のように改正する。

別表第1 島田市立伊太小学校の項から島田市立伊久美小学校の項までを削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。



議案第47号

島田市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

島田市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和4年6月2日提出

島田市長 染 谷 絹 代

島田市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

島田市病院事業の設置等に関する条例（平成17年島田市条例第169号）の一部を次のように改正する。

別表特定初診料の部中「5,500円」を「7,700円」に改め、同表特定再診料の部中「2,750円」を「3,300円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日までに徴収すべき事由が生じた特定初診料及び特定再診料の額は、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。



議案第48号

島田市大和田住宅飲料水供給施設条例を廃止する条例について

島田市大和田住宅飲料水供給施設条例を廃止する条例を次のとおり定める。

令和4年6月2日提出

島田市長 染谷 絹代

島田市大和田住宅飲料水供給施設条例を廃止する条例

島田市大和田住宅飲料水供給施設条例（平成20年島田市条例第27号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



議案第49号

財産の取得について

島田市消防団の装備に充てるため、次のとおり動産を取得する。

令和4年6月2日提出

島田市長 染谷 絹代

- 1 動産の種別及び数量  
消防ポンプ自動車 2台
- 2 購入金額  
44,330,000円
- 3 契約方法  
指名競争入札
- 4 購入先  
静岡市葵区流通センター11番4号  
株式会社 ケイショウ車体  
代表取締役 高橋 憲和



議案第50号

市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

令和4年6月2日提出

島田市長 染谷 絹代

1 路線数

4路線

2 路線の延長

946メートル

3 路線名及び道路の区間

路線名	道路の区間			
	起 終	点 点	路線の 延長(m)	路線の 幅員(m)
向島北18号線	向島町2760番12地先		132.0	6.0～13.0
	若松町2788番9地先			
向島北19号線	向島町2753番5地先		34.0	6.0～13.0
	若松町2754番3地先			
田代9号線	伊太字田代1番93地先		395.0	4.1～6.4
	伊太字田代1番56地先			
尾川池線	尾川字三俣697番2地先		385.0	2.0～2.7
	尾川字尾川山835番431地先			



市道路線の廃止について

次のとおり市道路線を廃止する。

令和4年6月2日提出

島田市長 染谷 絹代

1 路線数

117路線

2 路線の延長

29,877.8メートル

3 路線名及び道路の区間

路線名	道路の区間		
	起 点	路線の 延長(m)	路線の 幅員(m)
	終 点		
大森ナギ平線	笹間下字地ノ神下2336番地先	1,049.0	0.6~1.2
	笹間下字ナギ平2494番1地先		
クヌギノタヲ線	笹間下字石ノヲバ子2388番地先	811.5	0.8~1.0
	笹間下字クヌギノタヲ2484番地先		
檜ノ窪線	笹間下字檜ノ窪1530番地先	169.1	0.8~1.2
	笹間下字檜ノ窪1539番地先		
井ノ口線	伊久美字井ノ口460番1地先	631.9	0.7~0.9
	伊久美字井ノ口453番1地先		
御堂沢南線	伊久美字御堂沢850番地先	1,260.9	0.7~0.8
	伊久美字金山沢上991番2地先		
川口5号線	身成字川口253番1地先	64.5	1.0
	身成字川口246番地先		
川口8号線	身成字川口468番地先	74.3	0.7~1.2
	身成字川口488番1地先		
川口10号線	身成字川口540番1地先	28.6	1.0
	身成字川口541番1地先		
川口夕日線	身成字川口264番1地先	2,461.6	0.6~0.8
	身成字夕日1845番1地先		

丹原 1 号線	身成字島アテ1928番地先	124.5	0.7~1.0
	身成字島アテ1898番 1 地先		
鵜網10号線	鵜網字宮ノセド279番 1 地先	140.4	0.6
	鵜網字沢奥509番地先		
鵜網11号線	鵜網字沢奥509番地先	111.1	0.6
	鵜網字芝平510番 2 地先		
大沢 4 号線	神座字大沢531番地先	293.2	0.5~0.8
	神座字大ナギ611番地先		
大沢タマノキ線	神座字八良次695番 2 地先	1,589.5	0.5~0.8
	神座字タマノキ久保626番 1 地先		
上山 2 号線	相賀字上山2502番地先	2,228.5	0.6~0.9
	相賀字上山2501番607地先		
大野山線	相賀字加治谷皆戸2363番地先	80.8	0.7
	相賀字屋敷2274番 1 地先		
赤根田 3 号線	相賀字釜ノ沢1216番 2 地先	71.6	1.0~1.4
	相賀字赤根田1206番地先		
杉沢 2 号線	相賀字奥皆戸1007番 1 地先	138.0	0.5~0.7
	相賀字奥皆戸1020番地先		
シトハ 2 号線	相賀字南皆戸399番地先	162.8	0.6
	相賀字南皆戸448番地先		
西ノ田 2 号線	相賀字西ノ田349番 2 地先	57.9	0.5
	相賀字西ノ田348番 2 地先		
西ノ田 4 号線	相賀字西ノ田387番地先	93.2	0.7
	相賀字西ノ田382番地先		
田代 2 号線	伊太字田代217番地先	1,054.1	0.6~5.6
	伊太字田代173番 2 地先		
田代 3 号線	伊太字田代203番 1 地先	1,258.9	0.8~2.0
	伊太字田代170番21地先		
田代尾川線	尾川字尾川山697番 1 地先	1,321.7	0.6~2.5
	伊太字田代108番 1 地先		
北谷 2 号線	千葉字北谷574番地先	138.4	0.8
	千葉字後沢611番 1 地先		
北谷 3 号線	千葉字北谷524番 1 地先	189.2	0.5~0.8
	千葉字後沢572番 3 地先		
千葉 4 号線	千葉字間東田435番地先	200.6	0.5~0.8
	千葉字間東田353番地先		
千葉 5 号線	千葉字間東田349番地先	77.5	0.8~1.2
	千葉字間東田371番 2 地先		

千葉6号線	千葉字間東田337番1地先	197.6	0.5~0.8
	千葉字間東田379番地先		
智満寺奥ノ院線	千葉字西谷160番3地先	596.3	0.5~1.3
	千葉字後沢899番1地先		
笹ヶ久保4号線	伊太字笹ヶ久保1581番地先	115.3	1.1~1.4
	伊太字笹ヶ久保1589番地先		
笹ヶ久保9号線	伊太字笹ヶ久保1517番2地先	195.2	0.6~1.0
	相賀字高越4番2地先		
高越3号線	相賀字高越24番地先	96.1	0.7~1.4
	相賀字高越21番1地先		
中村8号線	伊太字中村1400番1地先	91.3	1.0
	伊太字中村1400番1地先		
中村14号線	伊太字中村1411番5地先	231.1	0.8~0.9
	伊太字笹ヶ久保1451番地先		
中河町西2号線	旗指534番1地先	79.6	1.0~4.3
	旗指526番4地先		
菰ヶ谷2号線	野田字菰ヶ谷1354番12地先	796.2	0.5~1.2
	野田字所谷1476番地先		
八指14号線	伊太字八指2952番6地先	133.2	0.5~0.8
	伊太字八指3075番5地先		
大蟹3号線	落合字西ノ谷740番8地先	352.7	0.5~1.0
	落合字西ノ谷793番1地先		
矢崎大蟹2号線	落合字菰ヶ谷620番地先	1,419.4	0.5~0.6
	落合字大蟹679番地先		
大草8号線	大草字上反方607番地先	116.7	0.5~0.8
	大草字上反方603番地先		
大草13号線	大草字上反方881番1地先	83.9	0.5~0.7
	大草字上反方881番1地先		
大草14号線	大草字上反方809番1地先	67.2	0.8
	大草字上反方809番1地先		
中河町東4号線	中河町303番2地先	18.1	1.0
	中河町303番2地先		
東野田3号線	野田字二俣8番1地先	210.2	1.0
	野田字東野田86番1地先		
東野田二俣線	野田字二俣20番1地先	656.5	0.5~1.0
	野田字二俣81番2地先		
元島田東4号線	元島田9128番地先	69.1	0.5
	元島田9130番地先		

元島田東11号線	元島田9220番1地先	70.0	0.9~1.0
	元島田9222番地先		
元島田東12号線	元島田9199番1地先	65.9	0.5~0.8
	元島田9201番地先		
大谷2号線	野田字大谷599番1地先	1,263.3	0.5
	野田字大谷528番21地先		
大谷3号線	野田字大谷591番2地先	223.8	0.5~1.0
	野田字小山田492番3地先		
大谷7号線	野田字小枕526番1地先	406.4	0.5
	野田字小枕510番地先		
風呂屋3号線	東光寺字戸石409番地先	214.5	0.8~1.0
	東光寺字向山459番1地先		
御堂ヶ谷3号線	野田字金ヶ谷731番17地先	222.3	0.5~1.0
	野田字金ヶ谷731番8地先		
馬坂2号線	岸字馬坂1732番地先	113.7	0.7~0.8
	岸字馬坂1724番地先		
奥ノ谷1号線	岸字奥ノ谷2047番地先	354.5	0.5~1.3
	岸字北條ヶ谷354番1地先		
八島山2号線	岸字八島山1911番地先	87.4	0.8~1.1
	岸字八島山1914番地先		
八島山4号線	岸字八島平1958番地先	75.5	0.8
	岸字八島平1988番地先		
八島山5号線	岸字八島山1933番地先	146.6	0.8~1.3
	岸字八島山1939番1地先		
八島山6号線	岸字八島平1946番地先	215.4	0.8~1.0
	岸字八島山1934番地先		
稲荷二丁目4号線	稲荷二丁目3718番地先	57.9	1.2
	稲荷二丁目3713番4地先		
稲荷二丁目9号線	稲荷二丁目3665番1地先	20.3	1.1
	稲荷二丁目3665番1地先		
稲荷三丁目3号線	稲荷三丁目3384番1地先	45.7	0.5
	稲荷三丁目3384番1地先		
大鳥12号線	伊太字大鳥2038番9地先	65.0	1.0~1.4
	伊太字大鳥2034番1地先		
向谷一丁目8号線	向谷一丁目968番4地先	103.6	1.1~1.4
	向谷一丁目912番4地先		
向谷三丁目5号線	向谷三丁目933番3地先	32.2	1.4
	向谷三丁目933番7地先		

向谷四丁目3号線	向谷四丁目1008番1地先	51.6	0.8~1.2
	向谷四丁目1011番1地先		
向谷元町7号線	向谷元町1056番地先	57.8	0.8~1.0
	向谷元町1048番3地先		
向谷元町16号線	向谷元町656番1地先	50.7	0.5
	向谷元町655番地先		
向谷元町19号線	向谷元町593番1地先	32.3	2.5
	向谷元町593番1地先		
稻荷二丁目26号線	稻荷二丁目3515番3地先	44.5	1.2
	稻荷二丁目3515番1地先		
稻荷三丁目17号線	稻荷三丁目3067番3地先	97.2	0.6
	稻荷三丁目3098番地先		
稻荷四丁目3号線	稻荷四丁目3502番8地先	85.4	0.7~1.3
	稻荷四丁目3512番地先		
稻荷四丁目10号線	稻荷四丁目3430番3地先	72.9	0.8
	稻荷四丁目3271番3地先		
河原一丁目3号線	河原一丁目4079番地先	146.6	0.5~0.6
	河原一丁目4078番地先		
河原二丁目4号線	河原二丁目4238番7地先	56.0	0.6~1.2
	河原二丁目4239番2地先		
河原二丁目6号線	河原二丁目3241番1地先	147.6	0.6~0.9
	河原二丁目4142番4地先		
中溝町西21号線	中溝町1525番地先	163.8	1.0~1.2
	中溝町1526番8地先		
大井町2号線	大井町2874番4地先	73.5	0.9~1.3
	大井町2880番2地先		
中溝町東6号線	中溝町1636番1地先	110.8	0.8~1.0
	中溝町1632番6地先		
向島南6号線	向島町4535番10地先	84.2	2.0~4.0
	向島町4517番7地先		
高島町9号線	高島町1056番地先	95.6	0.6
	高島町1057番地先		
道悦一丁目8号線	道悦一丁目108番地先	32.9	1.2
	道悦一丁目108番地先		
道悦一丁目13号線	道悦一丁目72番4地先	20.9	1.1
	道悦一丁目72番10地先		
道悦一丁目14号線	道悦一丁目57番地先	47.3	0.6
	道悦一丁目59番1地先		

道悦五丁目5号線	道悦五丁目186番1地先	79.2	1.2~1.4
	道悦五丁目198番2地先		
道悦五丁目6号線	道悦五丁目181番地先	73.3	0.6~0.7
	道悦五丁目176番1地先		
道悦五丁目16号線	道悦五丁目491番地先	67.5	0.5~0.6
	道悦五丁目486番地先		
道悦五丁目18号線	道悦五丁目430番1地先	82.4	0.5~1.3
	道悦五丁目490番地先		
谷川向1号線	細島字谷川向1266番地先	54.6	0.8
	細島字谷川向1269番2地先		
唐沢3号線	湯日字丸山1671番1地先	177.0	1.0
	湯日字井ノ下山1646番1地先		
小原3号線	湯日字小原2803番6地先	243.8	0.5~0.6
	湯日字下原3204番地先		
小原5号線	湯日字小原3213番地先	71.8	0.5
	湯日字下原3209番1地先		
銭神原5号線	湯日字下原3095番地先	58.8	0.8
	湯日字下原3097番1地先		
谷口原8号線	阪本字沼伏原4893番2地先	75.9	0.8
	阪本字沼伏原4893番12地先		
谷口原13号線	阪本字銭神原2180番2地先	106.0	0.6~1.2
	阪本字銭神原2180番2地先		
唐池3号線	阪本字天王下3401番1地先	91.2	0.5~1.0
	阪本字天王下3401番6地先		
楠下7号線	阪本字柿木畑3228番3地先	32.7	0.7~1.2
	阪本字柿木畑3220番1地先		
天王9号線	阪本字下原3618番地先	195.7	0.5~1.0
	阪本字下原3643番地先		
東河原1号線	阪本字東河原1153番8地先	209.5	1.2~1.3
	阪本字東河原1142番1地先		
谷口上17号線	阪本字大進南2648番2地先	162.6	0.4~1.3
	阪本字若宮南2637番地先		
岡田南5号線	船木字南2407番1地先	92.4	0.6
	船木字南2410番地先		
岡田南8号線	船木字沢山2456番2地先	39.9	0.7
	船木字沢山2456番2地先		
鎮守原1号線	船木字仲原2635番1地先	62.2	0.6~0.7
	船木字仲原2639番地先		

鎮守原 8 号線	船木字鎮守原3111番 2 地先	128.8	1.1~1.3
	船木字鎮守原3103番地先		
御荷場 5 号線	阪本字森下4393番地先	158.1	0.5~1.0
	阪本字森下4405番地先		
谷口 6 号線	阪本字御林下82番 1 地先	75.0	0.8
	阪本字御林下73番地先		
谷口 7 号線	阪本字鍵手87番 1 地先	110.4	0.6~0.7
	阪本字鍵手90番 2 地先		
谷口 8 号線	阪本字御林下57番地先	124.0	0.5~0.7
	阪本字御林下84番 1 地先		
谷口下 5 号線	阪本字中河原111番 4 地先	30.5	0.6
	阪本字中河原111番 5 地先		
中河北 4 号線	中河字中河原214番地先	30.5	1.2
	中河字中河原214番地先		
中河北 5 号線	中河字上河原265番 3 地先	52.2	0.6~1.1
	中河字上河原247番10地先		
中瀬 2 号線	中河字中瀬458番 1 地先	79.1	0.7~1.2
	中河字中瀬460番 2 地先		
中瀬 6 号線	中河字中瀬598番 1 地先	188.4	0.5~0.6
	中河字中久保593番 5 地先		
中瀬 9 号線	中河字中久保663番地先	77.3	1.3
	中河字中久保669番地先		
中瀬11号線	中河字中瀬679番 1 地先	80.1	0.7~1.2
	中河字中瀬678番地先		
西中久保 2 号線	中河字西中久保486番地先	102.3	0.6
	中河字西中久保473番 7 地先		



一 般 会 計  
予 算 に 関 す る 説 明 書  
( 第 2 号 )



# 歳入歳出補正予算事項別明細書

## 1 総括 歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	6,126,751	133,465	6,260,216
歳入合計	44,087,172	133,465	44,220,637

## 歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
3 民生費	14,128,265	133,465	14,261,730	133,465			
歳出合計	44,087,172	133,465	44,220,637	133,465			

## 2 歳 入

(款)15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
2 民生費国庫補助金	290,966	133,465	424,431
計	1,681,546	133,465	1,815,011

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 社会福祉費補助金	47,466	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事務費補助金	17,466
		住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業費補助金	30,000
2 児童福祉費補助金	85,999	新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金（事務費分）	5,999
		新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金（事業費分）	80,000

### 3 歳 出

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
12 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業費	0	47,466	47,466	47,466			
計	6,092,008	47,466	6,139,474	47,466			

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
10 子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費	0	85,999	85,999	85,999			
計	6,700,346	85,999	6,786,345	85,999			

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 報酬	487	2 職員給与費	1,081
3 職員手当等	456	一般職	456
4 共済費	83	会計年度任用職員	625
8 旅費	55	3 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業	46,385
10 需用費	55	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業	46,385
11 役務費	138		
12 委託料	16,192		
18 負担金、補助及び 交付金	30,000		

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 報酬	1,439	1 職員給与費	2,389
3 職員手当等	655	一般職	655
4 共済費	232	会計年度任用職員	1,734
8 旅費	63	2 子育て世帯生活支援特別給付金給付事業	83,610
10 需用費	56	子育て世帯生活支援特別給付金給付事業	83,610
11 役務費	254		
12 委託料	3,300		
18 負担金、補助及び 交付金	80,000		

給 与 費 明 細 書

1 一般職

(1) 総括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(527) 675	582,410	2,542,014	1,983,714	5,108,138	922,779	6,030,917	
補正前	(525) 675	580,484	2,542,014	1,982,603	5,105,101	922,464	6,027,565	
比 較	(2) 0	1,926	0	1,111	3,037	315	3,352	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	管理職手当 (千円)	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特 殊 勤務手当 (千円)	時 間 外 勤務手当 (千円)	休 日 勤務手当 (千円)
	補正後	48,991	60,227	41,855	58,951	10,112	152,138	6,788
	補正前	48,991	60,227	41,855	58,951	10,112	151,027	6,788
	比 較	0	0	0	0	0	1,111	0
職 員 手 当 の 内 訳	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当 (千円)	地域手当 (千円)			
	補正後	635,826	392,120	575,804	902			
	補正前	635,826	392,120	575,804	902			
	比 較	0	0	0	0			

※職員数は予算積算上の人数

※( )内は短時間勤務職員の数 (外書き)

※職員手当には、児童手当を含まない。

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(27) 627	0	2,429,701	1,844,859	4,274,560	766,750	5,041,310	
補正前	(27) 627	0	2,429,701	1,843,748	4,273,449	766,750	5,040,199	
比 較	(0) 0	0	0	1,111	1,111	0	1,111	

職員手当 の内訳	区 分	管理職手当 (千円)	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特 殊 勤務手当 (千円)	時 間 外 勤務手当 (千円)	休 日 勤務手当 (千円)
	補正後	48,991	60,227	41,855	54,975	7,234	151,250	4,854
	補正前	48,991	60,227	41,855	54,975	7,234	150,139	4,854
	比 較	0	0	0	0	0	1,111	0
の 内 訳	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当 (千円)	地域手当 (千円)			
	補正後	509,048	392,120	573,403	902			
	補正前	509,048	392,120	573,403	902			
	比 較	0	0	0	0			

※職員数は予算積算上の人数

※（ ）内は短時間勤務職員の人数（外書き）

※職員手当には、児童手当を含まない。

イ 会計年度任用職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(500) 48	582,410	112,313	138,855	833,578	156,029	989,607	
補 正 前	(498) 48	580,484	112,313	138,855	831,652	155,714	987,366	
比 較	(2) 0	1,926	0	0	1,926	315	2,241	

区 分	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	休 日 勤 務 手 当	期 末 手 当	退 職 手 当	
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
職 員 手 当 の 内 訳	補 正 後	3,976	2,878	888	1,934	126,778	2,401
	補 正 前	3,976	2,878	888	1,934	126,778	2,401
	比 較	0	0	0	0	0	0

※職員数は予算積算上の人数

※（ ）内は短時間勤務職員の人数（外書き）

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考
職員手当	1,111	その他の 増 減 分	1,111	時 間 外 勤 務 手 当 1,111	



一 般 会 計  
予 算 に 関 す る 説 明 書  
( 第 3 号 )



# 歳入歳出補正予算事項別明細書

## 1 総括 歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	6,260,216	222,472	6,482,688
16 県支出金	3,169,688	8,835	3,178,523
19 繰入金	2,413,029	100,870	2,513,899
21 諸収入	1,029,792	△1,500	1,028,292
22 市債	6,404,000	532,400	6,936,400
歳入合計	44,220,637	863,077	45,083,714

## 歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
4 衛生費	4,743,559	819,147	5,562,706	211,753	517,700	△1,500	91,194
6 農林業費	911,025	11,325	922,350	11,325			
7 商工費	882,331	11,069	893,400	2,100			8,969
8 土木費	3,576,625	21,536	3,598,161	6,129	14,700		707
歳出合計	44,220,637	863,077	45,083,714	231,307	532,400	△1,500	100,870

## 2 歳 入

(款)15 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

目	補正前の額	補 正 額	計
2 衛生費国庫負担金	113,761	136,668	250,429
計	4,380,745	136,668	4,517,413

(款)15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費国庫補助金	479,648	4,400	484,048
3 衛生費国庫補助金	178,533	72,575	251,108
4 土木費国庫補助金	586,313	8,829	595,142
計	1,815,011	85,804	1,900,815

(款)16 県支出金

(項) 2 県補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
3 衛生費県補助金	21,158	210	21,368
4 農林業費県補助金	159,932	11,325	171,257
6 土木費県補助金	77,963	△2,700	75,263
計	1,088,905	8,835	1,097,740

(款)19 繰入金

(項) 1 基金繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 財政調整基金繰入金	1,274,887	100,870	1,375,757
計	2,389,795	100,870	2,490,665

(款)21 諸収入

(項) 5 雑入

目	補正前の額	補 正 額	計
3 雑入	824,393	△1,500	822,893
計	824,396	△1,500	822,896

(款)22 市債

(項) 1 市債

目	補正前の額	補 正 額	計
4 土木債	900,500	14,700	915,200
9 衛生債	0	517,700	517,700
計	6,404,000	532,400	6,936,400

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 保健衛生費負担金	136,668	新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金 136,668

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 総務管理費補助金	4,400	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 4,400
1 保健衛生費補助金	72,575	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金 72,575
1 道路橋りょう費補助金	8,829	社会資本整備総合交付金(道路・通常) 19,569 社会資本整備総合交付金(道路・防災) △823 道路メンテナンス事業費補助金 △9,917

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 保健衛生費補助金	210	骨髄ドナー助成事業費補助金 210
2 林業費補助金	11,325	森林・林業交付金 11,325
2 河川費補助金	△2,700	急傾斜地崩壊対策事業費補助金 △2,700

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 財政調整基金繰入金	100,870	財政調整基金繰入金 100,870

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
7 総務雑入	△1,500	地方創生に向けてがんばる地域応援助成金 △1,500

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 道路橋りょう債	12,000	公共事業等債(社会資本整備総合交付金) 12,000
2 河川債	2,700	緊急自然災害防止対策事業債(河川改修) 2,700
1 保健衛生債	517,700	合併特例事業債(病院建設) 517,700

### 3 歳 出

#### (款) 4 衛生費

#### (項) 1 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 保健衛生総務費	335,981	2,974	338,955	2,300			674
3 感染症予防費	553,485	248,390	801,875	198,106			50,284
4 保健推進費	99,490	421	99,911	210			211
5 環境対策費	39,951	△1,500	38,451			△1,500	
8 休日急患診療費	37,681	11,137	48,818	11,137			
9 水道費	93,368	40,000	133,368				40,000
10 病院費	1,402,759	517,725	1,920,484		517,700		25
計	2,774,576	819,147	3,593,723	211,753	517,700	△1,500	91,194

#### (款) 6 農林業費

#### (項) 2 林業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 林業振興費	117,732	11,325	129,057	11,325			
計	252,715	11,325	264,040	11,325			

#### (款) 7 商工費

#### (項) 1 商工費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 商工振興費	136,161	2,810	138,971	2,100			710
6 温泉施設基金費	14	8,259	8,273				8,259
計	882,331	11,069	893,400	2,100			8,969

#### (款) 8 土木費

#### (項) 2 道路橋りょう費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 道路橋りょう総務費	185,271	△1,764	183,507	△971			△793

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
17 備品購入費	2,974	9 新型コロナウイルス感染症対策事業 訪問歯科診療備品整備事業	2,974 2,974
1 報酬	561	1 職員給与費	1,926
3 職員手当等	1,239	一般職	1,239
4 共済費	113	会計年度任用職員	687
8 旅費	13	3 予防接種事業	246,464
10 需用費	1,598	定期予防接種事業	50,284
11 役務費	9,817	新型コロナウイルスワクチン接種事業	196,180
12 委託料	233,993		
13 使用料及び賃借料	1,056		
11 役務費	1	4 骨髄ドナー助成事業	421
18 負担金、補助及び 交付金	420	骨髄ドナー助成事業	421
7 報償費	△1,046	4 環境計画推進事業	△1,500
12 委託料	△454	環境基本計画策定事業	△1,500
27 繰出金	11,137	1 休日急患診療事業特別会計繰出金	11,137
		休日急患診療事業特別会計繰出金	11,137
23 投資及び出資金	40,000	2 水道事業会計繰出金	40,000
		新病院配水管布設事業分	40,000
23 投資及び出資金	517,725	1 病院事業会計繰出金	517,725
		新病院建設事業分	517,725

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
18 負担金、補助及び 交付金	11,325	3 林業振興事業 林業機械等整備補助事業	11,325 11,325

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
10 需用費	65	7 新型コロナウイルス感染症対策事業	2,810
12 委託料	1,000	産業支援センター感染拡大防止対策事業	1,610
13 使用料及び賃借料	135	中小企業者等DX推進事業	1,200
17 備品購入費	1,610		
24 積立金	8,259	1 温泉施設基金積立金	8,259
		温泉施設基金新規積立金	8,259

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
12 委託料	△1,764	1 道路施設管理費 橋りょう長寿命化点検事業	△1,764 △1,764

## (款) 8 土木費

## (項) 2 道路橋りょう費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3 道路新設改良費	1,123,515	39,560	1,163,075	18,746	18,600		2,214
5 橋りょう新設改良費	160,000	△16,260	143,740	△8,946	△6,600		△714
計	1,548,688	21,536	1,570,224	8,829	12,000		707

## (款) 8 土木費

## (項) 3 河川費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 河川維持改良費	235,806	0	235,806	△2,700	2,700		
計	244,902	0	244,902	△2,700	2,700		

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
14 工事請負費	16,022	1 幹線道路改良事業	39,560
16 公有財産購入費	△10,400	谷口中河線改良事業	39,138
21 補償、補填及び賠償金	33,938	大井町静居寺橋線改良事業	△6,014
		谷口道線改良事業（北工区）	△20,680
		清水番生寺線舗装事業	27,116
14 工事請負費	△16,260	1 橋りょう長寿命化事業	△16,260
		橋りょう長寿命化修繕・耐震事業	△16,260

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
		3 急傾斜地崩壊対策事業	0
		急傾斜地崩壊対策事業	0

給 与 費 明 細 書

1 一般職

(1) 総括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(527) 675	582,971	2,542,014	1,984,953	5,109,938	922,892	6,032,830	
補正前	(527) 675	582,410	2,542,014	1,983,714	5,108,138	922,779	6,030,917	
比 較	(0) 0	561	0	1,239	1,800	113	1,913	

職員手当 の内訳	区 分	管理職手当 (千円)	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特 殊 勤務手当 (千円)	時 間 外 勤務手当 (千円)	休 日 勤務手当 (千円)
	補正後	48,991	60,227	41,855	58,951	10,112	153,377	6,788
	補正前	48,991	60,227	41,855	58,951	10,112	152,138	6,788
	比 較	0	0	0	0	0	1,239	0
の 内 訳	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当 (千円)	地域手当 (千円)			
	補正後	635,826	392,120	575,804	902			
	補正前	635,826	392,120	575,804	902			
	比 較	0	0	0	0			

※職員数は予算積算上の人数

※( )内は短時間勤務職員の数 (外書き)

※職員手当には、児童手当を含まない。

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(27) 627	0	2,429,701	1,846,098	4,275,799	766,750	5,042,549	
補正前	(27) 627	0	2,429,701	1,844,859	4,274,560	766,750	5,041,310	
比 較	(0) 0	0	0	1,239	1,239	0	1,239	

職員手当	区 分	管理職手当 (千円)	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特 殊 勤務手当 (千円)	時 間 外 勤務手当 (千円)	休 日 勤務手当 (千円)
	補正後	48,991	60,227	41,855	54,975	7,234	152,489	4,854
	補正前	48,991	60,227	41,855	54,975	7,234	151,250	4,854
	比 較	0	0	0	0	0	1,239	0
の 内 訳	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当 (千円)	地域手当 (千円)			
	補正後	509,048	392,120	573,403	902			
	補正前	509,048	392,120	573,403	902			
	比 較	0	0	0	0			

※職員数は予算積算上の人数

※（ ）内は短時間勤務職員の人数（外書き）

※職員手当には、児童手当を含まない。

イ 会計年度任用職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(500) 48	582,971	112,313	138,855	834,139	156,142	990,281	
補 正 前	(500) 48	582,410	112,313	138,855	833,578	156,029	989,607	
比 較	(0) 0	561	0	0	561	113	674	

区 分	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	休 日 勤 務 手 当	期 末 手 当	退 職 手 当	
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
職 員 手 当 の 内 訳	補 正 後	3,976	2,878	888	1,934	126,778	2,401
	補 正 前	3,976	2,878	888	1,934	126,778	2,401
	比 較	0	0	0	0	0	0

※職員数は予算積算上の人数

※（）内は短時間勤務職員の人数（外書き）

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考
職員手当	1,239	その他の 増 減 分	1,239	時 間 外 勤 務 手 当 1,239	

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び  
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分		前々年度末 現在高	前 年 度 末 現在高見込額	当該年度中増減見込		当該年度末 現在高見込額
				当該年度中 起債見込額	当該年度中元金 償還見込額	
I 普通債	補正前	23,049,173	24,001,152	5,784,000	2,489,065	27,296,087
	補正額		△1,273,801	1,056,600		△217,201
	補正後	23,049,173	22,727,351	6,840,600	2,489,065	27,078,886
1. 総務	補正前	1,281,442	1,386,182	3,931,800	162,664	5,155,318
	補正額		△88,700	58,300		△30,400
	補正後	1,281,442	1,297,482	3,990,100	162,664	5,124,918
2. 民生	補正前	168,533	159,686	12,500	31,547	140,639
	補正額		△2,299			△2,299
	補正後	168,533	157,387	12,500	31,547	138,340
3. 衛生	補正前	5,154,593	6,031,516		136,756	5,894,760
	補正額		△538,301	517,700		△20,601
	補正後	5,154,593	5,493,215	517,700	136,756	5,874,159
4. 農林業	補正前	259,267	232,139	28,800	48,907	212,032
	補正額		△1,100			△1,100
	補正後	259,267	231,039	28,800	48,907	210,932
6. 土木	補正前	8,665,138	9,227,272	900,500	973,851	9,153,921
	補正額		△553,100	480,600		△72,500
	補正後	8,665,138	8,674,172	1,381,100	973,851	9,081,421
7. 消防	補正前	542,260	402,560	85,900	144,593	343,867
	補正額		△21,401			△21,401
	補正後	542,260	381,159	85,900	144,593	322,466
8. 教育	補正前	6,349,289	6,131,104	824,500	792,161	6,163,443
	補正額		△68,900			△68,900
	補正後	6,349,289	6,062,204	824,500	792,161	6,094,543
II 災害復旧債	補正前	26,365	83,016	0	4,039	78,977
	補正額		△33,600	32,700		△900
	補正後	26,365	49,416	32,700	4,039	78,077
2. 土木	補正前	23,517	80,922	0	3,500	77,422
	補正額		△33,600	32,700		△900
	補正後	23,517	47,322	32,700	3,500	76,522
III その他	補正前	18,719,847	18,904,565	620,000	1,775,363	17,749,202
	補正額		1			1
	補正後	18,719,847	18,904,566	620,000	1,775,363	17,749,203
1. 減税補填債	補正前	201,511	138,119	0	51,237	86,882
	補正額		1			1
	補正後	201,511	138,120	0	51,237	86,883
合 計	補正前	41,795,385	42,988,733	6,404,000	4,268,467	45,124,266
	補正額		△1,307,400	1,089,300		△218,100
	補正後	41,795,385	41,681,333	7,493,300	4,268,467	44,906,166

(再掲)

合併特例事業債	補正前	10,016,460	11,023,226	3,734,600	826,627	13,931,199
	補正額		△837,901	774,900		△63,001
	補正後	10,016,460	10,185,325	4,509,500	826,627	13,868,198

※前年度末現在高見込額における補正額は、借入不用額及び繰越明許費に係る繰越額

※当該年度中起債見込額における補正額は、補正予算（第3号）及び繰越明許費に係る繰越額



休日急患診療事業特別会計  
予算に関する説明書



# 歳入歳出補正予算事項別明細書

## 1 総括 歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 繰入金	37,681	11,137	48,818
歳入合計	59,800	11,137	70,937

## 歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 医業費	55,795	11,137	66,932			11,137	
歳出合計	59,800	11,137	70,937			11,137	

## 2 歳 入

(款) 3 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 一般会計繰入金	37,681	11,137	48,818
計	37,681	11,137	48,818

## 3 歳 出

(款) 2 医業費

(項) 1 医業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 医業費	55,795	11,137	66,932			11,137	
計	55,795	11,137	66,932			11,137	

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 一般会計繰入金	11,137	一般会計繰入金 11,137

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
7 報償費	4,389	4 新型コロナウイルスワクチン接種事業 11,137
12 委託料	6,748	新型コロナウイルスワクチン接種事業 11,137